

令和2年3月31日

各位

秋田県信用組合

民法改正を踏まえた預金規定等の制定と一部改正および電子化のお知らせ

平素は秋田県信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合は、令和2年4月1日の民法改正を踏まえ、下記のとおり預金規定等の制定と一部改正をいたします。

なお、改正後の規定は、改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

また、本改正にあわせて環境に配慮した取り組みの一環として、下記のとおり「預金規定」を電子化（ペーパーレス化）いたします。

電子化の対応により、当組合のホームページで最新の「預金規定」をご確認いただけるようになることから、当組合窓口での「預金規定」の交付を原則終了させていただきます。

何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。

記

1 制定と改正する規定および電子化する預金規定

(1) 制定する規定

1 振込規定

(2) 一部改正する規定等

- | | | |
|---------------------------------|--------------------------|---------------------|
| 1 当座勘定規定（一般用） | 2 当座勘定規定（専用約束手形口用） | 3 総合口座取引規定 |
| 4 普通預金規定 | 5 無利息型普通預金規定 | 6 貯蓄預金規定Ⅰ型（30万円型）規定 |
| 7 貯蓄預金規定Ⅱ型（10万円型）規定 | 8 通知預金規定 | 9 納税準備預金規定 |
| 10 期日指定定期預金 | 11 自動継続期日指定定期預金 | |
| 12 自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期） | | |
| 13 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期） | | |
| 14 自由金利型定期預金規定（大口定期） | 15 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期） | |
| 16 変動金利定期預金規定 | 17 自動継続変動金利定期預金規定 | |
| 18 積立定期預金規定 | 19 定期積金規定 | 20 キャッシュカード規定 |
| 21 デビットカード取引規定 | 22 夜間金庫規定 | 23 貸金庫規定 |
| 24 法人インターネットバンキング利用規定 | 25 法人インターネットバンキング被害補償規定 | |
| 26 インターネット・モバイルバンキング利用規定 | | |
| 27 インターネット・モバイルバンキング被害補償規定 | | |
| 28 Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス利用規定 | | |

2 制定と改正および電子化開始日

令和2年4月1日（水）

3 改正する内容

主な改正項目は、下記のとおりです。

- (1) 成年後見人等ご本人について、補助・補佐・後見が開始された場合の届出について明記しました。
（預金者の後見人開始の際の届出）
- (2) 定期預金の期日前解約の取扱いについて明記しました。（定期預金における中途解約制限条項）
- (3) 貸金庫取引時における保証人の取扱いを廃止しました。
- (4) 各規定変更時の周知方法・適用時期について明記しました。

【新旧対照表】

「自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）」の新旧対照表を抜粋して掲載します。

改正後	改正前
<p>1～2 -省略-</p> <p>3.（利息）</p> <p>(1)～(2) -省略-</p> <p>(3) <u>この預金を第12条1項により満期日前に解約する場合、および第12条第3項または第4項の規定により解約する場合には、</u>その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>I～IV -省略-</p> <p>(4) -省略-</p> <p>4～5 -省略-</p> <p>6.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によってお届けください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に</u>お届けください。</p> <p>(2)～(5) -省略-</p> <p>7～11 -省略-</p> <p>12.（解約、書替継続等）</p> <p><u>(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p><u>(2) この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。</u></p> <p><u>(3) 次の①から④までの一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u></p> <p>①～④ -省略-</p> <p><u>(4) 前記(2)のほか、次の①から③までの一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>①～③ -省略-</p> <p>13～14 -省略-</p> <p>15.（規定の変更）</p> <p><u>(1) この規定は、法令の変更、<u>監督官庁の指示、社会情勢・金融情勢の変化その他の理由により、</u>相当の事由があると認められる場合には、<u>当組合ウェブサイトへの掲載による</u>その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>1～2 -省略-</p> <p>3.（利息）</p> <p>(1)～(2) -省略-</p> <p>(3) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、</u>その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>I～IV -省略-</p> <p>(4) -省略-</p> <p>4～5 -省略-</p> <p>6.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>(2)～(5) -省略-</p> <p>7～11 -省略-</p> <p>12.（解約、書替継続等）</p> <p style="text-align: right;">-追加-</p> <p><u>(1) この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。</u></p> <p><u>(2) 次の①から④までの一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u></p> <p>①～④ -省略-</p> <p><u>(3) 前記(2)のほか、次の①から③までの一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>①～③ -省略-</p> <p>13～14 -省略-</p> <p>15.（規定の変更）</p> <p>この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の<u>変更、その他、</u>相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示、ホームページ、</u>その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。</p> <p style="text-align: right;">-追加-</p>

【制定および一部改正と電子化対象規定一覧】

規定等名称	(1) 預金者の後見人開始 の際の届出	(2) 定期預金における中 途解約制限条項	(3) 保証人の取扱い廃止	(4) 定型約款における約 款変更条項	(5) 電子化対応 ※ホームページ掲載
1 当座勘定規定（一般用）	○			○	○
2 当座勘定規定（専用約束手形口用）	○			○	○
3 総合口座取引規定	○			○	○
4 普通預金規定	○			○	○
5 無利息型普通預金規定	○			○	○
6 貯蓄預金規定Ⅰ型（30万円型）規定	○			○	○
7 貯蓄預金規定Ⅱ型（10万円型）規定	○			○	○
8 通知預金規定	○			○	○
9 納税準備預金規定	○			○	○
10 期日指定定期預金	○	○		○	○
11 自動継続期日指定定期預金	○	○		○	○
12 自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	○	○		○	○
13 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	○	○		○	○
14 自由金利型定期預金規定（大口定期）	○	○		○	○
15 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）	○	○		○	○
16 変動金利定期預金規定	○	○		○	○
17 自動継続変動金利定期預金規定	○	○		○	○
18 積立定期預金規定	○	○		○	○
19 定期積金規定	○	○		○	○
20 キャッシュカード規定				○	○
21 デビットカード取引規定				○	○
22 夜間金庫規定				○	○
23 貸金庫規定			○	○	○
24 法人インターネットバンキング利用規定				○	○
25 法人インターネットバンキング被害補償規定				○	○
26 インターネット・モバイルバンキング利用規定				○	○
27 インターネット・モバイルバンキング被害補償規定				○	○
28 Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス利用規定				○	○
29 振込規定 ※新たに制定する規定				○	○
30 A P I 利用規定					○
31 法人インターネットバンキング口座振替利用規定					○
32 キャッシュレス決済事業者が実施する消費者還元に関する規定					○
33 ソーシャルメディア利用規約					○

◇各預金規定等につきましては下記URLをご確認ください。

<https://www.akita-kenshin.jp/regulations/index.html>

以上